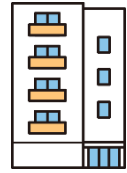




不動産店用



すまいる住宅登録事業



■ 「すまいる住宅」とは

「すまいる住宅」とは、住宅の確保に配慮を要する高齢者・障害者・ひとり親世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅として、区に登録された住宅です。区が、不動産団体や居住支援団体と連携しながら、高齢者等の住まいの確保と住まい方の支援を行います。

■ 住宅の要件（区への登録手続は、「住まいの協力店」から）

下記の要件を満たした、高齢者等の入居が可能な住宅を、区に登録してください。

- ① 区内の民間賃貸住宅で、専有面積 **15 m²**以上、専用の浴室・トイレを有する住宅
- ② **1**か月の家賃(共益費を除く。)が、単身用 **13**万円以下、世帯用 **17**万円以下
(その他要件有り)

※「住まいの協力店」以外の不動産店が管理する住宅も「住まいの協力店」を通じて申請することで登録できます。

■ 入居者の要件

事前に区に申請し、資格認定証を取得することが必要です。 ※電子申請可

【入居対象世帯】

- 高齢者世帯…**65**歳以上のひとり暮らし、又は **65**歳以上の方を含む **60**歳以上の方のみで構成する世帯
- 障害者世帯…身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障害者がいる世帯
- ひとり親世帯…**18**歳未満のお子さんがある母子家庭、父子家庭又は父母の死亡等により **18**歳未満のお子さんを祖父母等が養育している世帯

※離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続きの着手を証明できる方を含みます。

上記「入居対象世帯」に該当するほか、以下の要件全てに該当することが必要です。

- ① 区内に引き続き**1**年以上居住していること
- ② 住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
- ③ 独立して生活を営むことができ、緊急連絡先があること
- ④ 緊急通報装置の設置等の支援を受けることに同意すること(原則、高齢者世帯のみ)
- ⑤ 入居資格の認定申請を行った後、世帯構成員の増減又は変更を行わないこと

登録住宅に区が認定した方が入居した場合
オーナー・入居者・不動産店それぞれへの支援があります。
詳しくは裏面をご確認ください。



詳細は区 HP

■ オーナーへの支援 ※オーナーの費用負担はありません

- 謝礼金(月額1～2万円)
区が資格認定した方の居住が継続する限り、お支払いします。
- すまいる住宅への見守り電球の設置【毎日の安否確認】
24 時間のうちに区が設置した電球の点灯・消灯がない場合、あらかじめ入居者が指定した連絡先へ異常を知らせるメールを送信することで、毎日の安否確認を行います。
- すまいる住宅への緊急通報装置の設置【緊急時の対応】
警備会社の緊急通報サービスを導入し、緊急時の対応や週 1 回の安否確認を行います。
- 入居者に対する定期的な生活相談
介護の専門家が、月 1 回入居者へ電話連絡して生活相談に応じ、必要に応じて、高齢者あんしん相談センター等の専門機関へつなげます。
※高齢者あんしん相談センター…区が設置する高齢者の相談窓口で、区内に 8 箇所あります。
- 住居内での不慮の事故に対する費用補償
電球を設置している住居内で孤独死等があった場合、「原状回復費用」と「遺品整理費用」を 50 万円まで補償します。(電球を設置していない住宅は対象外)

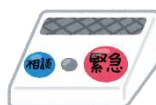


オーナー用
詳細ページ



■ 入居者への支援

- 区による見守り
「見守り電球の設置」「緊急通報装置の設置」「生活援助員による生活相談」による見守りを一体的に受けられます。
- 移転費用及び家賃の助成が受けられます。(最大 15 万円。別途助成要件有り)
- 区が協定を締結する保証会社を利用する場合、初回保証料の助成が受けられます。
(最大 5 万円。別途助成要件有り)



入居者用
詳細ページ



■ 不動産店への支援

- 謝礼金
入居1件につき、家賃1か月分(上限 65,000 円)の成約謝礼金を区からお支払いします。
※謝礼金は、住まいの協力店並びに住まいの協力店と一緒に住宅の登録手続きを行った不動産店(1社)も対象です。

ご不明な点は、以下の問合せ先までご連絡ください。

問合せ先:文京区 福祉政策課 福祉住宅係(03-5803-1220)

不動産店用
詳細ページ

